

函市労連第5号

2012年2月15日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館市役所労働組合連合会

中央執行委員長 長谷川 義



2012春闘要求書について（申し入れ）

日頃から市政発展のためにご尽力されている貴職に対し、心から敬意を表します。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり提出しますので、団体交渉で貴職の誠意ある回答をいただくよう申し入れします。

2012 春闘要求書

1. 基本賃金の改善

- (1) 賃金水準を維持・改善すること。
- (2) 一層の賃金格差を是正すること。
- (3) 必要経験年数を短縮すること。
- (4) 非役付けでも行政職給料表 5 級到達とすること。その際、医療職給料表（二）、（三）など他の給料表も同一水準とすること。
- (5) 昇給延伸者に対する完全復元ならびに実損回復措置を講ずること。
- (6) 新たな昇給制度（4号俸を超える昇給）の運用にあたっては、公正・公平に実施し、差別的な取り扱いをしないこと。また、給与の不均衡是正実施の原資としても確保すること。

2. 諸手当の改善

- (1) 扶養手当を増額すること。
- (2) 住居手当は、支給範囲を拡大し、借家、間借りについて改善すること。また、持家手当に係る手当については、国家公務員との住宅事情の違いや定住促進のため措置されてきた経過を踏まえ支給すること。
- (3) 通勤手当は、全額実費支給とし、非課税とすること。また、交通用具使用者の手当を実態に見合った額に改善すること。
- (4) 時間外手当を 100分の 150（深夜勤務手当は 100分の 200）、休日勤務手当は 100分の 200とし、夜勤勤務手当は 100分の50に支給率の改善を図ること。最低でも、労働基準法改正に伴う水準以上（月60時間を超える部分は 100分の150）とすること。
- (5) 宿日直手当を大幅に増額すること。
- (6) 寒冷地手当を灯油価格の高騰を踏まえて増額すること。また、非課税とすること。
- (7) 期末・勤勉手当の級別加算の加算率・対象級を改善すること。

3. 初任給の改善

- (1) 中途採用者の初任給決定にあたっては、経験年数換算10割を基本に最低8割以上とし、調整率を全期間2分の2（12月4号）計算とすること。また、初任給格付けの上限制度を廃止すること。制度改正にあたっては、在職者調整を行うこと。
- (2) 年齢別最低保障賃金を標準入職者40歳時点の9割以上を最低として引き上げること。

4. 新たな人事評価制度

人事評価制度の導入にあたっては、新たな昇給制度（4号俸を超える昇給）の運用と併せ

て実施するなど、労使協議・合意を前提とすること。

5. 労働時間の短縮

- (1) 年間の総労働時間を1,800時間の実現に向けて実効ある施策を講ずること。
- (2) 時間外勤務の縮減に努めるとともに、時間外手当は完全支給すること。また、定期的に時間外勤務（サービス残業含む）の実態を調査し、その改善に向けて取り組むとともに、必要な人員を確保すること。
- (3) 時間外労働の縮減のため、毎週1回のノー残業デーをさらに徹底するなど、定時退庁を促進すること。

6. 休暇制度の充実

- (1) 年次休暇の完全取得のために実効ある施策を講ずること。
- (2) 病院職場における年次休暇の取得促進のために、必要な人員配置や予算措置など諸条件を整備すること。
- (3) 夏季休暇を最低年5日とすること。
- (4) リフレッシュ休暇・有給教育休暇制度を新設すること。

7. 両立支援のための休暇等の新設・充実

- (1) 育児休業を有給・選択制・現職復帰・代替の確保・男女対象で制度化すること。
- (2) 育児のための短時間勤務制度について、対象職員の範囲の拡大を検討すること。
- (3) 介護休暇を有給・選択制・現職復帰・代替の確保で制度化すること。
- (4) 家族看護休暇を新設すること。

8. 女性労働者の労働条件の充実

- (1) 産前産後休暇を産前8週間（多胎14週）、産後13週間で制度化を図ること。また、代替え職員を完全に配置すること。
- (2) 母子保健法に基づく保健指導や健康診査を、回数ではなく1日単位の通院休暇として制度化すること。また、妊娠婦に対する母性健康管理措置の制度化を図ること。

9. 労働安全衛生の充実

- (1) 職場の安全衛生管理体制の充実を図るために、職場安全衛生委員会を定期開催すること。
- (2) 職員の健康管理体制の充実を図ること。特に、受診率の向上と受診後の健康管理、指導・教育などへの方策を行うこと。
- (3) メンタルヘルスに対する相談体制や職員研修を充実させること。
- (4) セクシャル・ハラスメントを防止させるための具体的対策を講ずること。

10. 高齢者の雇用対策

- (1) 働く意欲のある定年退職者の雇用を確保すること。
- (2) 2013年度からの比例報酬部分の年金支給開始年齢引き上げに伴う新たな高齢職員の任用制度は、定年延長を基本に検討を進め、再任用制度との連動をはかること。

11. 自治体関係労働者の賃金・労働条件の改善

- (1) 2008年8月に人事院より出された「非常勤職員に対する給与の指針」に基づき、嘱託職員の賃金や諸手当の改善を行うこと。あわせて、両立支援策の充実として、育児・介護休業等、各種休暇制度について、正規職員と同様となるよう適用の拡大を図ること。
- (2) 委託契約における適正な賃金や労働条件の確保と環境・福祉・公正労働・男女平等参画等の社会的価値を実現するための公契約条例を制定し、入札（総合評価方式・最低制限価格制度）・委託契約の条件に労働者への公正労働基準と生活賃金の確保・義務付けなどの労働者保護対策を展開すること。
- (3) 委託先企業が労働基準法等の法律違反や社会保険等の有資格未加入がある場合には、速やかに是正のための具体的措置を図ること。そのため、委託先職場の労働条件等を把握するとともに、法違反等の是正指導や指導に従わない場合には、委託先から除外するなどの対応を取ること。